

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	塩基性酸化マンガンを及び溶接ヒュームに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
規制の区分	新設
担当部局	労働基準局安全衛生部
評価実施時期	令和2年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【現状及び問題点】 塩基性酸化マンガンは、製造業で幅広く行われている溶接から発生する溶接ヒュームや、マンガ合金製造等において発生する溶解フェロマンガ・ヒュームに含まれている。塩基性酸化マンガンを含む溶接ヒューム及び溶解フェロマンガ・ヒュームへのばく露による神経機能障害が多数報告され、その多くには、ばく露量－作用関係が認められた。このため、米国産業衛生専門家会議(ACGIH)や欧州委員会科学委員会(EC)などにおいては、塩基性酸化マンガンを含むマンガ及びその化合物に対し、ばく露限界値が勧告されている。また、溶接ヒュームによる有害性については、前述のマンガによる神経障害のほか、国際がん研究機構(IARC)において、人に対して発がん性がある物質であることが勧告されている。</p> <p>平成28年度から塩基性酸化マンガンを及び溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業場における当該物質による労働者のばく露実態調査等を行い、労働者の健康障害防止措置に係る検討を行った。その結果、塩基性酸化マンガンを及び溶接ヒュームについては、ばく露リスクが高いことが確認され、相当数の労働者が当該物質にばく露する危険にさらされている実態が明らかとなった。</p> <p>【規制の目的、内容】 このため、労働者の塩基性酸化マンガンを及び溶接ヒュームのばく露防止等の健康障害防止対策を充実する必要があることから、当該物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に位置付ける等の改正を行う。これにより、事業者新たに作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等を義務付ける。</p>
直接的な費用の把握	<p>本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円～) <p>国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>※ 現行規制において、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。</p>

直接的な効果(便益)の把握	<p>【労働者への便益】 塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームのばく露の防止等により、労働者の神経機能障害や職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。
費用と効果(便益)の把握	<p>本規制の便益は、労働者の神経機能障害や職業がん等の健康障害の防止に資することである。費用については、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。</p>
代替案との比較	<p>本規制の便益は、労働者の神経機能障害や職業がん等の健康障害の防止に資することである。費用については、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。</p> <p>代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。</p>
その他の関連事項	本規制を検討する段階で、本事前評価を活用し、本規制が妥当であると判断した。
事後評価の実施時期等	国際機関等における発がん性等の評価の見直し、塩基性酸化マンガン及び溶接ヒュームによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。